

# 公益財団法人信毎文化事業財団定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人信毎文化事業財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を長野県長野市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、長野県民の諸文化活動に対する助成及び支援並びに諸文化活動に係る普及啓発等を行い、もって地域社会の豊かで創意ある発展に寄与する。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- (1) 長野県民の諸文化活動に対する助成及び支援
- (2) 諸文化活動に係る普及啓発のための顕彰事業
- (3) 講演会及びスポーツ大会の開催
- (4) 敬老の祝賀事業
- (5) 展覧会等へ児童生徒を招待する事業
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 基本財産は、前条に規定する事業を行うために不可欠なものであって、評議員会で決議した財産をもって構成する。

- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書その他法令で定める書類は、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。ただし、第6号の財産目録については、財務諸表に対する注記に記載する場合には、作成しないことができる。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（活動計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（活動計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動に関する重要な事項について記載した書類その他法令で定める書類

## 第4章 評議員

(評議員の定数)

第9条 この法人に評議員5人以上20人以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

二 ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又は二に掲げる者の配偶者

へ ロから二までに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイから二に該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

二 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を

要する法人をいう。)

- (3) この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員の総数（現在数）の3分の1を超えてはならない。

（評議員の任期）

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬）

第12条 評議員の報酬は、無報酬とする。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

## 第5章 評議員会

（構成）

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（活動計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 15 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度の終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 16 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第 17 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) 基本財産の処分又は除外の承認

(4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 20 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 18 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び出席した評議員のうちから選出された 2 人が記名押印する。

## 第 6 章 役員等

(役員の設置)

第 19 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5 名以上 10 名以内

(2) 監事 2名以内

- 2 理事のうち1名を理事長、1名を常務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数は、理事の総数（現在数）の3分の1を超えてはならない。
- 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互の密接な関係にある者として法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。
- 6 この法人の監事には、この法人の理事及び評議員並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならないとともに、他の同一の団体の監事又は使用人である者その他これに準ずる相互の密接な関係があつてはならない。

(役員の選任)

第20条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。
- 3 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 20 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員の解任)

第 24 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

#### (報酬等)

第 25 条 理事及び監事は、無報酬とする。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

#### (役員の損害賠償責任の免除)

第 26 条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 198 条において準用される第 111 条第 1 項の役員の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 この法人は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は金 10 万円以上で契約時に予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

#### (顧問)

第 27 条 この法人に、任意の機関として、10 名以下の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会及び評議員会の推薦により、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事長の諮問に応え、理事長に対し、意見を述べるることができる。
- 4 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

## 第7章 理事会

### (構成)

第28条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### (権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

### (招集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

### (決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

### (議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、出席した理事長及び監事が記名押印する。

## 第8章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第33条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

### (解散)



第 34 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能  
その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 35 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅  
する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議  
員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取  
消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定  
等に関する法律第 5 条第 20 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する  
ものとする。

(残余財産の帰属)

第 36 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経  
て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 20 号に掲げる法  
人であつて租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人又は  
国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 9 章 情報公開等

(情報公開等)

第 37 条 この法人は、公益目的事業の質の向上を図るため、運営体制の充実を図ると  
ともに、財務に関する情報の開示その他運営における透明性の向上を図るものとする。

(公告の方法)

第 38 条 この法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない  
事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、主たる事務所の公衆  
の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第 10 章 事務局

(設置等)

第 39 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他必要な職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任命する。

4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

## 第 11 章 雑則

### (委任)

第 40 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

### (保有株式の議決権の行使)

第 41 条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の承認を要する。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は小坂健介、常務理事は猪股征一とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げるものとする。

|       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|
| 宮本 経祥 | 茂木 守  | 塩沢 荘吉 | 大西雄太郎 |
| 神澤 邦雄 | 篠田 義一 | 城田孝一郎 | 児玉 幹夫 |
| 林 泰章  | 小口 正行 | 島田 徳一 | 高野 之利 |
| 井上 保  | 横川 千陰 | 上村 貞蔵 | 岩本 弘  |
| 小松 盛喜 | 小坂壮太郎 | 中村 重一 | 石田 和彦 |

(平成 21 年 11 月 17 日評議員会承認)

(平成 24 年 5 月 18 日一部変更)

(平成 27 年 6 月 9 日一部変更)

(平成 29 年 6 月 6 日一部変更)

(令和 7 年 6 月 11 日一部変更)

(令和 8 年 6 月 9 日一部変更)

附則 変更後の定款第 8 条第 1 項及び第 14 条第 4 号に規定する書類の名称の変更は、  
令和 9 年 4 月 1 日に開始する事業年度に係る書類から施行する。

2 変更前の定款第 9 条に規定する公益目的取得財産残額の算定及び記載は、令和 8 年  
4 月 1 日に開始する事業年度に係るものから廃止する。